

# 公 示

指定整備事業者の行政処分について (東京スバル株式会社)	… 2
指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (有限会社中山オート商会)	… 3
指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (有限会社塚原自動車工業所)	… 4
整備管理者の解任命令処分に係る聴聞の実施について	… 5

# 公 示

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

### 1. 事業者の氏名又は名称及び住所

東京スバル株式会社  
代表取締役 宮澤 和彦  
東京都文京区本郷2丁目13番11号

### 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

東京スバル株式会社 新宿店  
東京都新宿区西新宿4丁目38番7号  
認証番号 第1-3900号  
指定番号 関東指第1-2608号

### 3. 処分の内容

#### (1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和6年 8月16日 から  
令和6年 8月25日 まで 10日間

#### (2) 指定自動車整備事業の指定の取消し

取消年月日 令和6年 8月16日

#### (3) 自動車検査員の解任命令

解任年月日 令和6年 8月16日  
教習修了番号 第60189号  
第83297号

### 4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年8月16日

関東運輸局長 藤田 礼子

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

### 1. 件 名

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

### 2. 事業者の氏名又は名称及び住所

有限会社中山オート商会

代表取締役 中山 彰之

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目22-8

### 3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

有限会社中山オート商会

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目22-8

認証番号 第4-1052号

指定番号 東指第4-295号

### 4. 期 日

令和6年8月30日（金）9時30分

### 5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

### 6. 理 由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条第2項、同法第91条第3項、同法第91条の3、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年8月19日

関東運輸局長

藤田 礼子

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

### 1. 件 名

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

### 2. 事業者の氏名又は名称及び住所

有限会社塚原自動車工業所  
取締役 塚原 静枝  
栃木県佐野市栃本町2809番地

### 3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

有限会社塚原自動車工業所  
栃木県佐野市栃本町2809番地  
認証番号 第6-1604号  
指定番号 関東指第6-370号

### 4. 期 日

令和6年8月30日（金）13時00分

### 5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム  
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
横浜第2合同庁舎18階

### 6. 理 由

道路運送車両法第93条第3号、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の6第1項及び同法第94条の8第1項第4号の規定違反

令和6年8月19日

関東運輸局長

藤田 礼子

## 公 示

行政手続法第13条及び道路運送車両法第103条の規定に基づき下記のとおり聴聞を実施する。

### 記

1. 件名  
道路運送車両法第53条の規定に基づく整備管理者の解任命令処分について
2. 使用者の氏名又は名称及び住所  
株式会社 オリオン通商 代表取締役 丸井 啓輔  
東京都葛飾区東新小岩1-4-4 セルティビル2F
3. 使用者の使用の本拠の位置  
東京都葛飾区東新小岩1-4-4
4. 整備管理者の氏名  
丸井 啓輔
5. 聴聞の期日  
令和6年9月12日（木）午後1時30分
6. 聴聞の場所  
関東運輸局 会議室  
神奈川県横浜市中区北仲通5-57  
横浜第2合同庁舎 18階
7. 理由  
道路運送車両法第48条及び同法第49条の規定違反

令和6年8月20日

関東運輸局長  
藤田礼子